

議案第189号

福島市議会会議規則の一部を改正する規則 制定の件

本議案を、地方自治法第109条第6項及び福島市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月10日

福島市議会議長 萩原 太 郎 様

提 出 者

議会運営委員会 委員長

石 原 洋三郎

(別紙)

福島市議会会議規則の一部を改正する規則

福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

第3条中「また同様とする」を「、また同様とする」に改める。

第4条第4項中「附ける」を「付ける」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第14条第1項中「そなえ」を「備え」に、「付け」を「付け」に改め、同条第2項中「そなえ」を「備え」に、「付け」を「付け」に改める。

第15条中「再び提出」を「、再び提出」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第25条から第27条までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第29条中「議員は」の次に「、議長の指示に従つて」を加え、「投票を備え附けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第30条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第38条中「まつて」を「待つて」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第42条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第44条第1項中「附ける」を「付ける」に改め、同条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第54条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言を禁止」を「、発言を禁止」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「一問一答方式により行う場合又は」を加える。

第57条第2項中「討論」を「、討論」に改める。

第59条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第60条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「未だ終らない」を「いまだ終わらない」に改める。

第63条第2項中「はからなければならない」を「諮らなければならない」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改める。

第69条中「附ける」を「付ける」に改める。

第70条を次のように改める。

（電子採決システム等による表決）

第70条 議長が表決を採ろうとすることは、電子採決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによつて表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。以下同じ。）により、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議員は、電子採決システムによる表決においては、賛成のボタン又は反対のボタンを押さなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

4 議長が前項の起立者の多少を認定しがたいとき、又は第1項若しくは前項に規定する議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

第71条第1項中「記名又は」を「、記名又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第72条及び第73条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第74条中「行なう」を「行う」に、「第28条」を「、第28条」に改める。

第76条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「起立の方法で表決をとらなければならない」を「第70条に規定する方法で表決を採らなければならない」に改める。

第77条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

第2章第1節中第87条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第87条の2 この章における出席委員には、福島市議会委員会条例（昭和42年条例第27号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第91条中「行なう」を「行う」に改める。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第103条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第104条中「付け」を「付け」に改める。

第107条中「すべて」を「全て」に改める。

第109条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員外議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第111条を次のように改める。

（委員長の委員としての発言）

第111条 委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。

2 前項に規定する場合において、委員長が委員として討論をするときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

第114条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第115条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「、その終結」を「その終結」に改める。

第117条中「又は」を「、又は」に改める。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第119条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第120条中「第1章・第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第121条中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改める。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で委員会に出席している委員は、この限りでない。

第123条中「附ける」を「付ける」に改める。

第124条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改め、「者を起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「若しくは挙手者」を加え、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第125条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第126条及び第127条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第128条中「、又は」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「、及び」を「及び」に改める。

第130条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加え、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第131条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第132条第5項中「承認」を「許可」に改める。

第134条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第134条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第136条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「附記」を「付記」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第137条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第138条中「、その内容が請願に適合するもの」を「議長が必要があると認めるもの」に改め、同条ただし書を削る。

第143条を次のように改める。

(決定の通知)

第143条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第150条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第152条中「すべて」を「全て」に改める。

第154条中「議決することはできない」を「議決することができない」に改め、同条

の次に次の１条を加える。

（代理弁明）

第154条の２ 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第155条中「行なう」を「行う」に改める。

第156条中「こえる」を「超える」に改める。

第159条第３項中「当たって」を「当たつて」に改め、第７章中同条の次に次の１条を加える。

（協議等の場の開会方法の特例）

第159条の２ 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

２ 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第70条及び第76条ただし書の改正規定は、令和７年３月１日から施行する。

（提案理由）

新たな議場への移転及びオンラインによる方法での委員会等の開会に係る整備を図るとともに、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の社会情勢等に照らした規定等への見直しを図るため、所要の改正を行うものである。